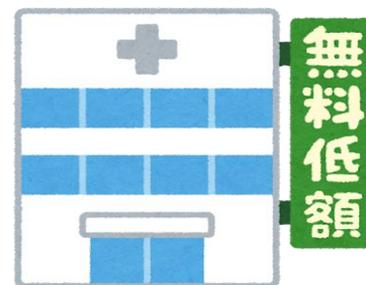


無料低額診療事業とは

生活困窮者のために、無料または低額な料金で診療を行う事業です。協立クリニックでは 2019 年 10 月 1 日から開始しています。



✿対象者

- ① 医療費の一部負担金(自己負担分)を支払うことが困難な低所得者
- ② 要保護者、ホームレス、DV 被害者、人身取引の被害者など生活困窮者
- ③ または②に該当し、世帯の実収入額が生活保護基準の 140%以下に該当する世帯員。

✿他法・他施策を優先活用

- 生活保護、国保 44 条(窓口負担減免)など社会資源の活用を第一優先とします。
- 資産がある方は資産の活用を優先します。

✿減免基準(協立クリニック)

(1) 世帯の実収入月額が生活保護基準額の 110%以下	一部負担金(自己負担額)を全額免除
(2) 世帯の実収入月額が生活保護基準額の 120%以下	一部負担金の 50%を減免
(3) 世帯の実収入月額が生活保護基準額の 130%以下	一部負担金の 25%を減免
(4) 世帯の実収入月額が生活保護基準額の 140%以下	一部負担金の 10%を減免

✿減免の範囲と期間

1. 健康保険等給付対象となる療養の給付が対象。※保険適用外は対象外。
2. 訪問看護や通所リハビリ、入院時の食事代、病衣、オムツ代、院外処方せんによる調剤薬局の負担金は対象外。
3. 期間は減免開始開始から 6 か月(延長・再申請不可)※申請前過去分は対象外

✿申請の流れ

- ① 申請書に署名、捺印をする。
- ② 生活歴の聞き取り。
- ③ 収入状況の確認。(ここ 3 か月間の収入を示すもの)
- ④ 預貯金額の確認。(通帳の写しなど)
- ⑤ その他の収入・所有財産・借金を示すもの
- ⑥ 障がい者手帳など書類の写しをいただく
- ⑦ 収入、資産等をまとめて申請資料を作成、病院内の管理部で審査

✿結果

- 申請して即日結果はできません。
- 申請後 2 週間程度で結果を出しますが、収入がわかる資料など提出が遅れた場合、その分結果も遅れます。
- 許可がでた後でも、生活保護など優先できる社会資源がある場合は、社会資源を優先します。